

三朝町告示第56号

平成27年第4回三朝町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成27年5月11日

三朝町長 吉田秀光

- 1 期 日 平成27年5月19日 午後2時
- 2 場 所 三朝町議会議場
- 3 付議事件
 - (1) 専決処分の承認について（平成26年度三朝町一般会計補正予算（第11号））
 - (2) 専決処分の承認について（三朝町国民健康保険税条例の一部改正）
 - (3) 専決処分の承認について（三朝町税条例等の一部改正）
 - (4) 平成27年度三朝町一般会計補正予算（第1号）
 - (5) 三朝町介護保険条例の一部改正について

○開会日に応招した議員

石田恭二	吉田道明
池田雅俊	能見貞明
中信貴美代	山口博
清水成真	藤井克孝
福田茂樹	平井満博
牧田武文	山田道治

○応招しなかった議員

なし

第4回 三朝町議会臨時会 会議録

平成27年5月19日（火曜日）

議事日程

平成27年5月19日 午後2時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- ・ 例月出納検査の結果報告について
 - ・ 報告第3号 議会の委任による専決処分の報告について（三朝町国民健康保険条例の一部改正）
- 日程第4 議案第48号 専決処分の承認について（平成26年度三朝町一般会計補正予算（第11号））
- 日程第5 議案第49号 専決処分の承認について（三朝町国民健康保険税条例の一部改正）
- 日程第6 議案第50号 専決処分の承認について（三朝町税条例等の一部改正）
- 日程第7 議案第51号 平成27年度三朝町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第52号 三朝町介護保険条例の一部改正について
- 日程第9 議員派遣について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- ・ 例月出納検査の結果報告について
 - ・ 報告第3号 議会の委任による専決処分の報告について（三朝町国民健康保険条例の一部改正）
- 日程第4 議案第48号 専決処分の承認について（平成26年度三朝町一般会計補正予算（第11号））

日程第5 議案第49号 専決処分の承認について（三朝町国民健康保険税条例の一部改正）

日程第6 議案第50号 専決処分の承認について（三朝町税条例等の一部改正）

日程第7 議案第51号 平成27年度三朝町一般会計補正予算（第1号）

日程第8 議案第52号 三朝町介護保険条例の一部改正について

日程第9 議員派遣について

出席議員（12名）

1番	石田 恭二	2番	吉田 道明
3番	池田 雅俊	4番	能見 貞明
5番	中 信 貴美代	6番	山口 博
7番	清水 成真	8番	藤井 克孝
9番	福田 茂樹	10番	平井 満博
11番	牧田 武文	12番	山田 道治

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長…………… 山根 猛 昭 副主幹…………… 小 椋 智 子

説明のため出席した者の職氏名

町長…………… 吉田 秀 光 副町長…………… 岩 山 靖 尚
総務課長…………… 石原 伸 二 財務課長…………… 赤 坂 英 樹
町民税務課長…………… 片岡 里 美 子育て健康課長…………… 前 田 敦 子
福祉課長…………… 新 寛

午後2時15分開会

○議長（山田 道治君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより平成27年第4回三朝町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日届出のあった欠席者は、議員、当局ともございません。以上、報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（山田 道治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により、11番、牧田武文議員、1番、石田恭二議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（山田 道治君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（山田 道治君） 日程第3、諸般の報告を行います。

例月出納検査の結果報告について、監査委員から平成27年2月及び3月分の報告書が提出されておりますので、閲覧願います。

次に、報告第3号、議会の委任による専決処分（三朝町国民健康保険条例の一部改正）についての報告を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田 秀光君） 報告第3号、議会の委任による専決処分の報告について申し上げます。

国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令が、平成27年3月11日公布され、この政令を引用している三朝町国民健康保険条例の一部を改正したものでございます。この案件は、議会の議決により委任された事項について専決処分をしたものであり、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、御報告申し上げます。

よろしく御理解を賜りたいと存じます。

日程第4 議案第48号 から 日程第6 議案第50号

○議長（山田 道治君） お諮りします。議事の進行上、この際日程を変更して、日程第4から日程第6までの3件の議案を一括議題としたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 御異議なしと認めます。よって、日程を変更して、日程第4から日程第6、すなわち議案第48号から議案第50号までの3件の議案を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田 秀光君） 今期臨時会に提案いたしました各議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

はじめに、議案第48号から議案第50号までの3件の議案につきましては、いずれも、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、これを報告して承認を求めたいとするものでございます。

まず、議案第48号、平成26年度三朝町一般会計補正予算（第11号）についての専決処分についてでございますが、歳入につきましては、地方譲与税、特別交付税、各種交付金等の額の確定、ふるさと納税に係る寄附金見込額の確定により、それぞれ所要の調整を行ったものでございます。

歳出につきましては、ふるさと納税の収入見込みにより、ふるさと応援基金への積立金について調整を行ったほか、今期補正予算で生じた一般財源について、減債基金及び公共施設営繕基金への積み立てを行うこととしたものでございます。

これらによりまして、既定の予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,511万8,000円を追加し、補正後の予算額を52億5,557万6,000円とするものでございます。

議案第49号、三朝町国民健康保険税条例の一部を改正する専決処分につきましては、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が平成27年3月4日に公布され、三朝町国民健康保険税条例につきましても、所要の改正を行ったものでございます。

議案第50号、三朝町税条例の一部を改正する専決処分につきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、三朝町税条例につきましても、所要の改正を行ったものでございます。

以上、提案いたしました3件の議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

よろしく御審議のうえ、承認賜りますようお願いいたします。

○議長（山田 道治君） 続いて、各議案について細部説明を求めます。議案第48号、専決処分の承認（平成26年度三朝町一般会計補正予算（第11号））について、赤坂財務課長。

○財務課長（赤坂 英樹君） 議案第48号、専決第3号、平成26年度三朝町一般会計補正予算（第11号）の専決処分について御説明申し上げます。

議案書の9ページを御覧いただきたいと思います。今回の補正額については、既定の予算額に歳入歳出それぞれ3,511万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を52億5,557万6,000円とするものでございます。今回の補正の主な内容を事項別明細書により御説明をさせていただきます。

議案書14ページでございます。歳入では、地方譲与税及び各種交付金それぞれの額の確定にともない、あわせて261万1,000円を減額しております。15ページの一番最初でございます。地方交付税では、特別交付税について1億6,200万円を見込んでおりましたが、2億656万6,000円に確定いたしましたので、4,456万6,000円の増額を行ったものでございます。また、寄附金のうちふるさと応援寄付金、いわゆるふるさと納税の額が5,173万2,000円となる見込みとなりましたので、11万8,000円を増額としております。

続きまして、16ページの歳出でございますが、ふるさと応援寄付金の見込み額の確定によりまして増額となりました11万8,000円全額を、ふるさと応援基金へ積み立てることとしたほか、今期補正予算により増額になりました一般財源を減債基金へ3,000万、公共施設営繕基金に500万、それぞれに積み立てることとし増額したものでございます。

以上が平成26年度三朝町一般会計補正予算（第11号）の概要でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山田 道治君） 議案第49号、専決処分の承認（三朝町国民健康保険税条例の一部改正）について、前田子育て健康課長。

○子育て健康課長（前田 敦子君） 議案第49号の専決処分の承認について、御説明を申し上げます。

議案書は17ページからでございます。この議案は専決第2号として実施した、三朝町国民健康保険税条例の一部改正の専決処分について、承認をいただきたいとするものでございます。主な改正内容といたしましては、国保税の基礎課税額に係る限度額を51万円から52万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る限度額を16万円から17万円に、介護納付金課税額に係る課税

限度額を14万円から16万円に引き上げるものでございます。また、国民健康保険税の軽減措置の対応を拡大するために、国保税の5割軽減、2割軽減の対象となる世帯の算定基準の変更を行うものでございます。平成27年4月1日からの施行でございまして、平成27年度以降の保険税について摘要するものでございます。

また、地方税法等の一部改正に伴いまして、施行期日等について整理し、所要の改正を行うものでございます。

以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（山田 道治君） 議案第50号、専決処分の承認（三朝町税条例等の一部改正）について、片岡町民税務課長。

○町民税務課長（片岡 里美君） 議案第50号、専決処分の承認について御説明申し上げます。

この議案は専決第4号として実施した、三朝町税条例等の一部改正の専決処分について承認を頂きたいとするものでございます。

議案書の27ページから御覧ください。主な改正内容でございますが、1点目として、軽自動車税の税率の特例についてでございます。その1つ目はグリーン化特例の導入でございます。これは平成27年度において、一定の環境性能を有する3輪以上軽自動車を新規取得した場合に、その燃費性能に応じた軽減が翌年度に限り適用されるものでございます。2つ目は、平成27年度から適用するとされていた原動機付き自転車及び2輪車に係る税率の引き上げについて、その適用開始時期を1年延期し、平成28年度から適用されるものでございます。

2点目はたばこ税の見直しでございます。エコー、わかば、しんせいなどの旧3級品の紙巻たばこについて、通常の紙巻たばこより税率を低くする特例措置が講じられておりましたが、この特例措置を廃止するもので、平成31年4月1日までに段階的に税率を引き上げるものでございます。その他適用期間の延長等、所要の一部改正を行うものでございます。

以上が三朝町税条例等の一部改正の専決処分の概要でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（山田 道治君） これより質疑に入ります。質疑は議事の進行上、1件ごとに議案の順を追ってすることといたします。

議案第48号、専決処分の承認（平成26年度三朝町一般会計補正予算（第11号））について、質疑ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 質疑なしと認め、本案を討論、採決いたします。討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 討論なしと認め、採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

議案第49号、専決処分の承認（三朝町国民健康保険税条例の一部改正）について、質疑ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 質疑なしと認め、本案を討論、採決いたします。討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 討論なしと認め、採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

議案第50号、専決処分の承認（三朝町税条例等の一部改正）について、質疑ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 質疑なしと認め、本案を討論、採決いたします。討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 討論なしと認め、採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第7 議案第51号

○議長（山田 道治君） 日程第7、議案第51号、平成27年度三朝町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。町長から提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田 秀光君） 議案第51号、平成27年度三朝町一般会計補正予算（第1号）について、概要を申し上げます。

今期補正予算では、平成26年4月からの消費税率の引上げによる影響を緩和するため、国の

臨時的な措置として実施される臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金について、平成27年度の制度の概要が固まりましたので、その関係費用を歳入歳出予算に計上するものでございます。これによりまして、既定の予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,467万9,000円を追加し、補正後の予算額を50億9,967万9,000円とするものでございます。

よろしく御審議のうえ、可決賜りますようお願いいたします。

○議長（山田 道治君） 続いて、細部説明を求めます。

赤坂財務課長。

○財務課長（赤坂 英樹君） 平成27年度三朝町一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

議案書の55ページを御覧いただきたいと思います。先ほどありましたように今回の補正額については、既定の予算額に歳入歳出それぞれ1,467万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を50億9,967万9,000円とするものでございます。

主な内容を事項別明細書により御説明させていただきます。歳出から御説明申し上げます。議案書の60ページでございます。民生費のうち社会福祉総務費でございますが、平成26年4月からの消費税率引き上げによる影響を緩和するための臨時的な措置として実施される、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の平成27年度における制度の概要が決定しましたので、その関係費用としまして、臨時福祉給付金事業に1,071万3,000円、子育て世帯臨時特例給付金事業に297万4,000円、これらの給付事務経費として99万2,000円をそれぞれ計上しようとするものでございます。

続いて歳入でございますが、民生費国庫負担金を1,467万9,000円増額するものでございます。これはすべて歳出で御説明しました、臨時福祉給付金等に係るもので補助率は10分の10となります。

以上が平成27年度三朝町一般会計補正予算（第1号）の概要でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山田 道治君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 質疑なしと認め、本案を討論、採決いたします。討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 討論なしと認め、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第52号

○議長（山田 道治君） 日程第8、議案第52号、三朝町介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。町長から提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田 秀光君） 議案第52号、三朝町介護保険条例の一部改正について、御説明申し上げます。

介護保険法施行令等が平成27年4月10日に公布されたことに伴い、三朝町介護保険条例につきましても、所要の改正を行ったものでございます。

よろしく御審議のうえ、可決賜りますようお願いいたします。

○議長（山田 道治君） 続いて、細部説明を求めます。

新福祉課長。

○福祉課長（新 寛君） 議案第52号、三朝町介護保険条例の一部改正について、御説明させていただきます。

議案書の61ページ、62ページでございます。平成27年度から平成29年度までの介護保険料につきましては、先の3月議会で承認いただいたところでございますが、平成27年4月10日に介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担の算定等に関する政令の一部を改正する政令が施行されましたことに伴い、低所得者の保険料について軽減を図るものでございます。今回は所得区分の一番低い区分であります、第1段階の保険料について、率では基準保険料率の0.5から0.05引き下げ0.45とするものであります。金額に直しますと年額4万200円から年額3万6,180円に改定するものであります。政令による特別措置として減額を行うため、本則の保険料を改正するのではなく、附則により保険料の特例という表現を追加して改正をしております。

以上が議案第52号、三朝町介護保険条例の一部改正についての説明でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山田 道治君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 質疑なしと認め、本案を討論、採決いたします。討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 討論なしと認め、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議員派遣について

○議長（山田 道治君） 日程第9、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件につきましては、お手元に配付しているとおりに議員派遣したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 御異議なしと認めます。よって議員派遣することに決定いたしました。

○議長（山田 道治君） 以上をもって、今期臨時会に付議された事件は、議了いたしました。よって、本日をもって閉会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 御異議なしと認めます。よって、今期臨時会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

これにて平成27年第4回三朝町議会臨時会を閉会いたします。

午後2時42分閉会
